

市民会館おおみやにご来館(ご利用)される皆さまへのお願い

[新型コロナウイルス感染症拡大防止対策]

新型コロナウイルスの感染拡大予防の対応策として、さいたま市の文化施設等の利用に係る運営方針等に基づき、「新しい生活様式」を取り入れた施設利用ガイドラインを設けました。

(令和2年9月19日から令和3年2月28日まで)

※令和3年3月以降の取扱いにつきましては、運営方針が決まり次第、更新いたします。

市民会館おおみやをご利用される皆さまは、以下の事項を遵守くださいますようお願い申し上げます。

※この運営方針については、さいたま市の新型コロナウイルス危機対策本部委員会議及び文化庁政策課長事務連絡「11月末までの催事の開催制限等について」並びに「令和3年2月末までの催物開催制限等について」に則り定めたものです。

— **さいたま市民会館おおみや利用ガイドライン** —

項目	詳細			
[1] 施設の利用者数の制限 ※例外事項あり [2]参照	<b>【原則方針】</b> 施設利用人数については、定員の50%以下となります。			
	区 分		定員	制限定員
	1～2階	大ホール	1,370人	685人
		第1・2・3・4楽屋	各15人	各7人
		マネージャー控室	3人	1人
	地下	小ホール	274人	137人
		第1・2楽屋	各2人	各1人
		第3楽屋	10人	5人
	3階	第1集会室	20人	10人
		第2集会室	30人	15人
		第3集会室	40人	20人
		第4集会室	50人	25人
		第5集会室	50人	25人

項目	詳細																	
[1] <u>施設の利用者数の制限</u> ※例外規定有り [2]参照	<table border="1" data-bbox="555 300 1414 640"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="555 300 995 365">区分</th> <th data-bbox="995 300 1203 365">定員</th> <th data-bbox="1203 300 1414 365">制限定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 365 708 640" rowspan="4">3階</td> <td data-bbox="708 365 995 430">和室</td> <td data-bbox="995 365 1203 430">30人</td> <td data-bbox="1203 365 1414 430">15人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="708 430 995 495">第3～4集会室</td> <td data-bbox="995 430 1203 495">90人</td> <td data-bbox="1203 430 1414 495">45人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="708 495 995 560">第4～5集会室</td> <td data-bbox="995 495 1203 560">100人</td> <td data-bbox="1203 495 1414 560">50人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="708 560 995 640">第3～5集会室</td> <td data-bbox="995 560 1203 640">150人</td> <td data-bbox="1203 560 1414 640">75人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="555 658 1414 689">※第3・4・5集会室は、間の間仕切りを取り、通して利用できます。</p>	区分		定員	制限定員	3階	和室	30人	15人	第3～4集会室	90人	45人	第4～5集会室	100人	50人	第3～5集会室	150人	75人
区分		定員	制限定員															
3階	和室	30人	15人															
	第3～4集会室	90人	45人															
	第4～5集会室	100人	50人															
	第3～5集会室	150人	75人															
[2] <u>[1]の例外規定</u>	<p data-bbox="533 748 1414 902">「<u>大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物</u>」であり、次に掲げる8項目すべての対応が可能な場合は、制限（定員の50%以下とする制限）を超える利用者数（ただし、本来の定員数まで）での利用が可能となります。</p> <p data-bbox="544 909 999 940">《制限の例外扱い対応要請全8項目》</p> <ol data-bbox="544 947 1414 1464" style="list-style-type: none"> <li>①手洗い、消毒を徹底すること</li> <li>②マスク着用を徹底すること（着用率100%）</li> <li>③大声を出す者がいた場合、個別に注意および対応等ができるよう人員を配置するなどの体制を整備すること</li> <li>④演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離（最低2m）を確保すること</li> <li>⑤入退場列、休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や十分な換気を行うこと</li> <li>⑥名簿を作成すること（参加者の連絡先を確実に把握する）</li> <li>⑦参加者、出演者への検温を徹底すること</li> <li>⑧「<u>利用チェックリスト</u>」を、ホール利用時は「<u>舞台打合せ</u>」の時に、<u>集会室・和室利用時は「利用日の3日前まで</u>」に会館窓口へ提出すること</li> </ol>																	
[3] <u>定期的な換気の実施</u>	<p data-bbox="533 1541 1414 1610">1時間毎に休憩時間を取り、窓または入口ドアを開けるなどして、最低5分以上の換気を必ず行ってください。</p> <p data-bbox="544 1619 1334 1650">・換気のため、施設利用時は窓と入口ドアを開放してください。</p>																	
[4] <u>社会的距離の確保</u>	<p data-bbox="533 1715 1334 1747">人の間隔を1m以上（できれば2m）空けて活動してください。</p> <p data-bbox="544 1756 1414 1825">・会議等の机の配置は、可能な限り対面を避けて教室型とし、対面の場合は正面で向き合わないような椅子の配置に努めてください。</p> <p data-bbox="544 1834 1414 1904">・立って行う活動は、両手を伸ばし前後左右で隣の人の手に触れない距離を確保してください。</p>																	
[5] <u>利用(来館)中のマスクの着用</u>	<p data-bbox="533 1957 1078 1989">利用(来館)中はマスクを着用してください。</p> <p data-bbox="544 1998 999 2029">※症状がない方も着用してください。</p>																	

項目	詳細
[6] <u>定期的な手指消毒と手洗</u>	会館入口等に設置してある消毒液で、来館時などの定期的な消毒と手洗いを行ってください。
[7] <u>名簿による参加者の把握</u>	参加者全員の氏名及び緊急連絡先を把握できるように、名簿を作成してください。また、代表の方は、必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供される可能性があることを事前に周知しておいてください。
[8] <u>混雑時の入場制限(ホール)</u>	混雑時などの対人距離が確保できない場合は、入場制限等を実施してください。 ・ホールについては、事前に余裕をもった入場時間を設定し、券種やゾーン(扉)ごとの時間差での入退場に努めてください。
[9] <u>長時間滞留の制限</u>	利用活動の前後においては、ロビー等で長時間な滞留とならないように、なるべく速やかな入退館等に努めてください。
[10] <u>発声を伴う活動(合唱、カラオケ、演劇等)の対策</u>	大声での会話(発声)を抑制するため、BGMの音量は控えるように努めてください。また、マイクを使用した場合は、1回使用するごとに消毒を行ってください。 ※演奏・演技・舞踏等において、大声での発声、歌唱、呼気が激しくなるような運動が想定される利用は、舞台等から最低2mの距離を確保してください。
[11] <u>近距離で対面する活動の対策</u>	対面での会話は極力回避してください。 ・対面での活動の場合は、アクリル板や透明ビニール等により人と人との間を遮断できるよう努めてください。 ・人が滞留しないよう、間隔を置いたスペース作り等の工夫を行ってください。
[12] <u>飲食を伴う活動の対策</u>	飲食を伴う活動の場合は、人と人との距離を概ね2m以上は確保してください。また、食事中の会話は控えめにしてください。
[13] <u>体調不良者の利用自粛</u>	下記の症状に該当する場合は、来館を控えてください。 ・発熱 ・咳 ・呼吸困難 ・全身倦怠感 ・咽頭痛 ・鼻汁 ・鼻閉 ・味覚、臭覚障害 ・目の痛みや結膜の充血 ・頭痛 ・関節、筋肉痛 ・下痢 ・嘔気、嘔吐
[14] <u>共有物品の利用の節制</u>	貸出備品については、他者と共有して使用する場合は、その都度、消毒を行ってください。(消毒液等をご持参ください。)また、ポットの貸出はいたしますが、湯飲み等をご持参ください。
[15] <u>十分な対策が取れない場合の開催自粛</u>	感染予防について、十分な対策を取ることが難しいと判断した場合は、利用活動を中止または延期するよう努めてください。

<参考：内閣官房より「催物の開催制限等について」>（一部抜粋）

○ 「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」の例は以下のとおり。

【音楽】クラシック音楽、歌劇、吹奏楽等のコンサート等

【演劇】現代演劇、読み聞かせ等

【舞踊】バレエ、現代舞踊等

【伝統芸能】人形浄瑠璃、歌舞伎等

【芸能・演芸】講談、落語、漫談等

【公演・式典】各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、入学式等

【展示会】各種展示会等

○ 大声での歓声・声援等が想定されるものの例は以下のとおり。

【音楽】ロックコンサート、ポップコンサート等

【スポーツイベント】サッカー、野球等

【公演】キャラクターショー、親子会公演等

【ライブハウス・ナイトクラブ】ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

## [ホール利用注意事項]

- ①最前列着席はステージ先端から1 m以上（できれば2m）空ける。また、「大声での歓声、声援等が想定される催物」に該当する場合は、客席着席の位置は前後左右を空ける。（一つ置き+千鳥配置）
- ②入退場時や集合場所、舞台上、楽屋、控室等における人と人との距離を確保する。
- ③事前に余裕を持った休憩時間を設定し、トイレ等の混雑を緩和する。
- ④仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努める。
- ⑤パンフレット等の物販を行う場合は、購入者には最低1 mの間隔を空けてもらう。
- ⑥休憩時のホワイエでは、来場者同士の距離確保に努めていただくよう呼び掛ける。

上記の項目を遵守することが困難な場合は、利用の自粛をお願いします。

---

### [利用取消に伴う還付申請の取扱いについて]

現在、実施している新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設利用取消に伴う利用料の全額還付措置については、イベント開催および施設利用の制限が緩和されたことから、令和2年9月19日以降に利用取消を申請した場合は、対象期間が下記のとおりとなります。

#### (1) 当館全施設（楽屋含む）

- ・利用日が令和3年3月31日までの予約：全額還付
- ・利用日が令和3年4月1日以降の予約：通常の還付割合

---

本「お願い」については、新型コロナウイルスの感染状況や行政機関などによる指示、各種ガイドラインの変更および更新に伴い、内容が変更される場合がありますので、予めご了承ください。また、最新情報は、市民会館おおみやウェブサイトなどでも随時お知らせいたしますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

◆さいたま市民会館おおみや◆